

# 大庄屋三木家



よもやま話

第75話

史料の中の文政6年（1823）1月「諸御用日記」を素材に、大庄屋三木家の職務についてみてみましょう。

これまでみてきた職務は、いわば代官と村々との間の仲介業務でしたが、今回は大庄屋三木藤作が村々を直接支配する側面をみたいと思います。例え、文政6年3月4日に、博勞（牛馬の売買・仲介を業とする人）である山崎組西治村（福崎町）の徳右衛門他4名が辻川大庄屋所に対し、無許可の者を下博勞など称して、彼らに牛の売買をさせていたことについて、今後はそのようなことをしないと誓った文書を提出しています。姫路藩は無許可の者が牛の売買に携わることを禁止していましたが、それを守らなかった博勞らを藤作が召喚した上でとがめ、右の文書を提出

## 福崎の身近にある歴史を掘り起こそう

地域連携センター共同研究報告

### 大庄屋三木家の職務

学術推進研究員 山崎善弘

させたのです。

同日には、山崎組野田村（姫路市香寺町）に住む、徳右衛門のせがれ、徳七という人物も辻川大庄屋所へ文書を提出しています。そこには、これまで博勞のように牛売買に携わっていたため、藤作に召し出された上で厳しくとがめられ、一言の申し開きもない旨が記されています。つまり、彼は既述の下博勞というわけです。彼もまた、藤作によつて、今後は牛の売買に携わらないことを誓わされているのです。

なお、山崎組は辻川組に隣接する、大庄屋が職務を果たすための範囲ですが、当時は藤作が同組の大庄屋も兼任していたのです。このように、藤作は辻川組のみならず、山崎組をも管轄範囲とし、村々の取り締まりにあたっていたのです。その他、藤作は事件の吟味や、裁判までも行っていたことが確認されます。



諸御用日記

### 歴史民俗資料館特別展

## 民俗学のふるさと福崎

～幼き國男に刻まれた福崎文化～

今年8月、福崎町では柳田國男50年祭を開催しました。そしてこの秋、歴史民俗資料館では特別展を開催します。本展では、國男が幼い頃を過ごし民俗学への基礎を養う場所であったとされる三木家との関わりを中心に、近代福崎の文化発展と、國男をめぐる足跡をたどります。

会期 10月22日(土)～11月23日(水・祝)

9:00～16:30

休館日 月曜日、祝日の翌日

入館料 無料

問い合わせ先 歴史民俗資料館(☎22-5699)

## 食育通信

～みんなで食育を実践しよう～

### いずみ会の食育の取り組み

いずみ会(食生活改善推進員)では、食育推進の取り組みとして、夏休みに小学生対象に「食の思い出づくり料理教室」を開催しました。約60人の参加があり、毎回楽しく有意義に過ごせました。

1回目は「ガトーレヴェイユ」、2回目は「ハロウィン」、3回目は「むのじじょう」と町内のパティシエさんにプロのお菓子づくりを教えていただきました。4回目は「キッズふれあい喫茶」をオープンし、子どもたちが作ったクレープやケーキ、クッキーで100人あまりのお客様をおもてなしました。慣れないこともあって、初めは緊張していた子どもたちもお客さんの温かさにふれ、次第に楽しくなってきたようでした。

子どもたちの感想に、「お客さんが「ありがとう」とか「おいしかったよ」などの言葉をかけてくれるのがとても嬉しかったです。」「今まで、食べ物を作ってくれる人のことをあまり気にしてなかったけど、人に食べてもらうものを作るのはとても大変！すごいな - と思った。」など。子どもたちそれぞれに食への関心を深めてくれたようです。

私たちいずみ会は子どもたちの健やかな成長を願いこれからも食育活動の輪を広げていきたいと思ひます。

### 「夏休み 食の思い出づくり料理教室」開催



# 田園アートの反省

町長  
嶋田正義



第440回定例会  
(9月議会)

「福崎町制55周年事業の一環として行われている田園アートの現状は充分ご存じかと思いますが、毎日散歩で見る度に気が悪くなります。りっぱな看板、展望スペースの中で、ほとんど花の咲いていないサルビアの花。今までの方がよっぽどよかったです。この事業にいくら税金が使われたのか、今後どう対応していくのか教えてください。」という便りをいただきました。

秋の空にくっきりと浮かぶアートを期待していた私も残念でなりません。この気持ちは、暑い日射しや雨の中、ポランテアで参加してください。つたのべ約150名の方々、ハートフルガーデン中播磨のみなさん、役場の職員も同じだと思えます。

町花サルビアの花で田園アートをと提案したのは私です。私は、サルビアはもつと育てやすいと思っていました。サルビアも生き物でした。生きる条件がそろわなければ成長しないことを教えています。そんなことは初めからわかっているはずと言われればそ

のとおりで、返す言葉がありません。

これからどうするかであります。きちんとしておいてあげたいと思います。また全体としての作業は終わっていませんので、私の思いを伝えたいと思います。

辻川は、福崎町では観光客の多いところです。その場所を田園アートの飾ることは間違いではなかったと思っております。しかし、しっかりと成果を出すまでの取り組みが十分でした。念には念を入れての準備が不足していたことは事実です。

これまで、この事業に使ったお金は約200万円です。お便りがありがとうございました。皆様の大切な税金を無駄にしないよう、心して町政に取り組んでまいります。

# 生活科学センターだより

## 製品トラブルの相談

〔相談〕

釣竿を釣具店で購入した。家に帰って、釣竿に糸を通してしなり具合をみていたら、竿にひびが入り折れてしまった。原因を調べてほしい。

(30歳代男性)

〔処理〕

メーカーに問い合わせると、同じような苦情が入っているため調査中とのことでした。調査の結果、「ソリッド部の素材において強度が不足したものが混入していることが判明したため、対象商品を回収し、無償で新品と交換する」との回答を得ることができました。

相談者は新品と交換する手続きをされました。

〔アドバイス〕

購入した製品を普通に使用しているのに不具合がある等は商品の欠陥が考えられます。欠陥の種類は、設計段階で安全性の配慮を欠いたため起こる欠陥

この場合、同じ設計仕様で造られた製造物全てに欠陥があることとなります。いわゆるリコール製品です。

製造過程でひとつの製品だけが設計どおりに製造されなかったために生じる単品不良

使用上の注意や警告を表示しなかったために生じる欠陥

の3つが考えられます。

どのような欠陥かは、購入店やメーカーに問い合わせ調べてもらいます。もし、メーカー等の対応が適正でなければ、他機関で調べることも可能です。

そして、製品に欠陥があり、その欠陥が原因で、人の生命・身体・財産に被害が及んだときは、製造業者等はその責任を負うこととなります。例えば、治療費・入院費・休業補償・慰謝料等の損害賠償を製造業者等が負う義務が生じます。

造業者等が負う義務が生じます。これは「製造物責任法」という法律で定められています。

最近の製品事故では、洗顔石けんの小麦アレルギー症状が多数報告されています。商品は新商品と取り替えられています。新聞報道もされていますので、心当たりがあればご相談ください。

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、生活科学センターへ  
(☎22・4977)

秘密厳守 相談は無料  
相談日時 火/金曜日

生活科学センターは、文化センターの敷地内にあります。  
(月曜日は休館日)

## 生活科学教室のご案内

あの手この手と消費者を狙う悪質商法の被害は後を絶ちません。

「私は大丈夫」と思っている、日常生活の中には思わぬ落とし穴が潜んでいます。

身近な事例で、その巧妙な手口について学習します。

日時 10月21日(金)  
13:30~15:30

場所 生活科学センター講義室  
テーマ 「悪質商法・こんな手口にご用心」

講師 消費生活専門相談員



めざせー！介護士

福崎西中学校1年(当時)

北山青空

私の将来の夢は介護士になることです。介護士とは、障がいのある人や高齢者を手助けする職業の人のことです。理由は、父が福祉関係の仕事をしているからということもありませんが、障がいのある人や高齢者の手助けをすることは、とても大切で重要だと考えているからです。

私は、小学校3年生のころから父の職場であるデイサービスセンターに通っています。そこで、1時間ほどゲームの手伝いやお茶やおかしなどを運ぶことを、ほかの介護士さんといつしよにしています。みなさんは、車いすに乗られた経験がありますか。私は、去年の1月頃に、小学校のふれあい塾の講座で、車いす体

験をしました。上り坂や下り坂、少し右に傾いている道などは、右の方向に寄ってしまいい、とても大変でした。段差がある場所は、車いすに乗っている人にとってはすごく困難な壁なのです。おじいさんやおばあさんが、自力で車いすで行動することは、とうてい想像することができないくらいに苦労を重ねていることだろうと思います。

ニュースでよくお年寄りの方が増えていることを聞きます。けれど、若い人や介護士は減っています。医療は日々進歩しているけれど、やはり介護士は必要だと思えます。介護士がいなければ、障がいのある人や高齢者は大変困るうえ、ご自分の家族に負担をかけているのではないかと、う不安が膨らむのではないでしようか。

小学生の頃は、週に2〜3回ほどデイサービスセンターに行っていました。けれど、中学生になってからは、1か月に1〜2回しか行くことができません。帰宅時刻が遅い

うえ、勉強や部活で忙しい日々を過ごしているからです。行く回数はずいぶん減ってしまいましたが、その分、行ける日は心がウキウキします。ゲームのお手伝いは楽しいし、お茶などを出さずときは、私のような小さな存在でも、みなさんのお役に立てていることを実感します。だから小学生のころより、とても楽しみにしている交流です。

そのような交流を通して、私は階段などの段差が少なくなつたらいいと思います。障がいのある人や高齢者、子どもたち、みんな安全に使えるからです。階段もいいところはたくさんありますが、より多くの人が安全に使えるために、形はスロープに変化させればいいと思います。

そして、老人ホームやデイサービスセンターなどの高齢者の施設がもっと必要です。



福崎東中学校1年(当時)  
久保田未海



田原小学校1年(当時) 堀 奈那美

そうすれば、同年齢の人の友だちもできるし、いつしよに楽しく生活を送ることができるようです。このように、障がいのある人のための施設や小さい子どもでも安全に使えるものがたくさんあつたらいいと思います。そうすれば、今以上に介護に對しての思いや理解、考え方がよりよく広がると思います。

あなたの心「仲間はずれ」を  
すぐえますか  
福崎東中学校1年(当時)  
山本秋花

あいさつで えがおまんかい  
こころもつきうき  
福崎小学校1年(当時)  
岡本健翔

だいすきよ あなたのえがおが  
いちばんさ  
福崎小学校1年(当時)  
木村留華

なかなおり おもいきつて  
ごめんなさい  
田原小学校4年(当時)  
牛尾智哉

はじめはね こつかいするのは  
自分だよ  
田原小学校4年(当時)  
松岡みのり

えがおはね 安心させる  
まほうだよ  
田原小学校4年(当時)  
大畑優香

人権標語



## 中学3年生へのおさそい ウィンタースクールで ホップ・ステップ・ジャンプ!

福崎町学校支援実行委員会では、今年も中学3年生を対象に、受験勉強の対策として“自習室”を提供します。静かな部屋でボランティア先生といっしょに勉強に集中して、実力アップをめざしましょう!!

<福崎西中学校区>文化センター

10月15日(土)・10月29日(土)・11月12日(土)  
12月3日(土)・12月10日(土)・12月24日(土)  
1月14日(土)

<福崎東中学校区>サルビア会館

10月1日(土)・10月22日(土)・11月19日(土)  
12月17日(土)・1月7日(土)・1月21日(土)  
1月28日(土)

<西・東中学合同>

2月4日(土)・3月3日(土)...文化センター  
2月18日(土)・2月25日(土)...サルビア会館

\*時間9:00~11:30

\*参加希望の方は、  
各中学担任の先生  
にお申し込みくだ  
さい。



問い合わせ先 福崎町学校支援実行委員会事務局  
(文化センター ☎22-3755)



## “こころ豊かなふるさき”を願って



手芸の作品を作り、その  
売上金を社会福祉協議会や  
デイサー  
ビス、今  
年は被災  
地へも寄  
附をして  
温かい気  
持を社  
会に届け

場 所 サルビア会館  
\*作品は、もちむぎのやか  
たで販売中(福崎秋まつり  
でも出店予定)

11月9日(水)9時  
七種川沿い新町花壇  
11月16日(水)9時  
JA八千種前花壇  
問い合わせ先  
文化センター  
☎22-3755  
(コミュニケーション推進専門員)

## ”手芸ボランティア メンバー大募集!!”

福崎町手芸ボランティア  
は、「自分の趣味を社会に  
役立てたい」という思いで  
毎年ボランティア活動にが  
んばって取り組んでいるグ  
ループです。

興味のある方は、ぜひお  
越しください。温かいメン  
バーがお待ちしています。  
活動日 第2・第4水曜日  
10時~16時

ています。  
大きなばんから小さな  
小物入れまで、メンバーそ  
れぞれの得意な裁縫・編み  
物で次々と作品を作ってい  
ます。できあがった作品を  
見て、またそこから新しい  
発想が浮かんだり、意見交  
換を行いながら楽しい時間  
を過ごしています。

## ”広げよう ボランティアの輪”

今月のボランティア活動  
予定(10/20~11/19)を  
お知らせします。ぜひご参  
加ください。

みどりのグループ  
10月26日(水)9時  
文化センター花壇

## 国民健康保険のお知らせ

**退職者医療制度について**  
長年会社などに勤め、退  
職後国保に加入した方で、  
厚生年金や共済年金を受給  
されている65歳未満の方と  
その被扶養者の方が対象と  
なる制度です。  
退職者医療制度では、医  
療費の一部が現役当時加入  
されていた被用者保険から  
の拠出金でまかなわれます。  
これにより、間接的にみな  
さんの国民健康保険税の負  
担軽減につながります。  
対象者の自己負担額及び  
国民健康保険税額  
一般の国民健康保険の方  
と同じ  
対象者  
退職被保険者(退職者本人)  
・国保に加入している方  
・65歳未満の方  
・厚生年金や共済年金の加  
入期間が20年以上または40  
歳以降に10年以上ある方で  
厚生年金や共済年金などを  
受給されている方  
**退職被扶養者**  
・退職被保険者の直系尊属  
・配偶者と3親等内の親族  
または配偶者の父母と子  
・国保の加入者で65歳未満  
の方

・年間の収入が130万円  
(60歳以上の方や障害者  
の方は180万円)未満  
の方  
の手続きに必要なもの  
・保険証  
・年金証書  
・印鑑  
**交通事故(第三者行為)に  
より治療する場合**  
交通事故でけがをしたと  
き、国保証を使って治療を  
受けることができます。た  
だし、届出をせず示談が成  
立し、加害者から賠償金や  
治療費を受け取っている場  
合は、国保で治療を受ける  
ことができないことがあり  
ます。対象者は、国保医療  
係に必ず届出をしてくださ  
い。  
**仕事を休んでいてけがをした  
場合(労災が適用された場合)**  
仕事上のけがについては  
労災保険が適用されますの  
で、国保は使うことができ  
ません。  
会社の雇用主を通じて必  
ず労災の申請をしてくださ  
い。  
問い合わせ先  
健康福祉課 国保医療係  
(内線355・356)